

熊本県水俣病総合対策医療事業給付関連業務委託に係る公募型プロポーザル 実施要領

本要領は、熊本県水俣病総合対策医療事業給付関連業務委託において、契約候補者を公募型プロポーザル方式により選定するための手続きについて、必要な事項を定めるものである。

1 業務委託名

熊本県水俣病総合対策医療事業給付関連業務委託

2 委託期間

令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日まで

3 契約限度額（予算額）

38,994千円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

提示額は提案にあたっての目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなるため、提示額とは必ずしも一致しない。

4 参加資格要件

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (5) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税において未納がないこと。
- (6) 熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者であること。
- (7) 当該委託業務に関するノウハウを有し、かつ、事業目的の達成及び業務を円滑に遂行するに足る能力を有している者であること。

5 選定方法

公募型プロポーザル方式とする。応募書類と審査会（プレゼンテーション）による審査を行い、最も優れた提案を行った者を、受託候補者として選定する。

6 質問書

本プロポーザルに参加を希望する者から質問を次のとおり受け付ける。

なお、質問は企画提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限る。

(1) 提出書類

質問書（様式1）

(2) 提出方法

質問書を、本実施要領の末尾に記載の電子メールアドレス宛てに電子メールにより提出し、必ず提出日のうちに、本実施要領の末尾に記載の担当者に、提出した旨を電話連絡すること。

(3) 提出期限

令和8年（2026年）1月8日（木）17時まで

(4) 質問への回答

質問書に対する回答は、質問者名を伏せた上で、令和8年（2026年）1月15日（木）17時までに熊本県ホームページに掲載する。

7 参加申込

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式2）

イ 誓約書（様式3）

ウ 会社概要（様式4）

※会社概要が分かるパンフレット等を添付すること。

エ プライバシーマークやISM（情報セキュリティマネジメントシステム）の登録証等、適切な個人情報保護体制の構築に関する認証を受けていることが分かる書類

オ 法人の履歴事項全部証明書（発行から3か月以内の原本。個人の場合は、地方自治法施行令第167条の4第1項第1号及び第2号に該当する者でないことを証する書類）

カ 印鑑証明書（発行から3か月以内の原本）

キ 直近2事業年度分の貸借対照表及び損益計算書の写し

ク 役員の一覧表（法人のみ、任意様式）

ケ 消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書（発行から3か月以内の原本）

コ 熊本県の県税について未納がないことの証明書（発行から3か月以内の原本。熊本県に本店、支店等がない場合は、本店の所在地の都道府県税について未納がないことの証明書）

※ ただし、熊本県の入札参加資格を有している場合は、オからコに掲げる書類の提出を省略することができる。

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出期限及び提出方法

令和8年（2026年）1月19日（月）17時まで

持参または郵送（書留郵便に限る）とし、郵送の場合は期限内に必着とする。

(4) 提出先

〒862-8570

熊本県中央区水前寺六丁目18-1

熊本県環境生活部水俣病保健課医療対策班（熊本県庁行政棟新館5階）

※ 参加申込書を提出したものの企画提案書の提出を辞退する場合には、参加辞退届（様式5）を上記提出先に持参又は郵送（書留郵便に限る）により、企画提案書の提出期限までに提出すること。

8 企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式6）※提案内容が分かる資料を添付

イ 見積書及び見積明細（任意様式）

ウ 事業者の取組に関する申出書（様式7）※該当がある場合に提出

(2) 提出部数

正本1部、副本4部

(3) 提出期限

令和8年（2026年）1月26日（月）17時まで

持参又は郵送（書留郵便に限る）とし、郵送の場合は期限内に必着とする。

(4) 提出先

熊本県環境生活部水俣病保健課医療対策班（熊本県庁行政棟新館5階）

(5) 注意事項等

ア 様式6には、企画提案の内容が分かる資料を提出すること。資料の大きさは原則A4サイズとするが、必要に応じてA3の用紙をA4サイズに折り込んで差し支えない。

イ 見積書及び見積明細は、本業務委託に要するすべての経費を積算し（消費税及び地方消費税含む）、出来る限り内訳を詳細に記入すること。

ウ 提出期限までに提出されなかった提案書は、いかなる理由でも受け付けない。

エ 提出後における提出書類の差替え及び再提出は認めない。

オ 県が必要と認めた場合は、追加資料の提出を求めることがある。

9 審査会（プレゼンテーション）

企画提案書に基づき審査会（プレゼンテーション）を行う。

(1) 実施日

令和8年（2026年）2月2日（月）午後

開催日時等の詳細は、参加者に別途通知する。

(2) 場所

熊本県庁 防災センター3階 305会議室
(熊本中央区水前寺六丁目18-1)

(3) 説明時間

提案を行う者1者につき30分(提案説明:20分、質疑応答:10分)

(4) 説明資料

8(3)の提出期限までに提出された企画提案書(※追加等は認めない)

(5) 参加者

4名以内とする。

(6) 注意事項

企画提案書に記載された内容の説明を前提としており、記載のない内容について説明があつても、採点対象としないので注意すること。

10 受託候補者の選定方法

(1) 選定方法

企画提案書及び審査会(プレゼンテーション)の内容に基づき、次の評価項目について複数人の審査委員による審査を行い、その結果、各審査委員の合計点が最も高い者を契約候補者として選定する。ただし、合計点の6割に満たない場合は、採用しない。

(2) 審査基準

ア 評価基準

別紙1のとおり

イ 採点基準

①必須項目

評価	得点
非常に優れている	配点×1.0
優れている	配点×0.8
標準的である	配点×0.6
やや劣っている	配点×0.4
劣っている	配点×0.2
記載なし・要件非該当	配点×0.0

②加点項目

評価	得点
該当	1
非該当	0

(3) 選定結果の通知

選定結果については、選定後速やかに、提案者全員に書面又は電子メールにより通知するとともに、本県ホームページに公開する。

1 1 契約の締結等

(1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とし、熊本県会計規則第95条第1項第1号の規定により単独見積りとする。契約に当たっては、熊本県会計規則第77条の規定により契約保証金を納付すること。なお、納付された契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付する。ただし、熊本県会計規則第78条の規定に該当する場合（※）、契約保証金は免除する。

また、委託料の支払いは、精算払いとする。

※熊本県会計規則第78条の規定に該当する場合（契約候補者決定後、申請が必要）
ア 保険会社との間に熊本県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合
イ 熊本県の入札参加資格を有し、過去2年の間に国又は地方公共団体と本業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結して、これらを全て誠実に履行しており、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

(2) 契約の内容は、企画提案書等に基づき改めて契約候補者と協議を行い、見積書を徴した上で、別途設定する予定価格の範囲内で契約を締結する。ただし、協議が整わない場合又は契約候補者が辞退した場合は、次点の事業者（採用基準点を満たす者に限る。）と協議を行い、同様に見積書を徴した上で、予定価格の範囲内で契約を締結する。

(3) 熊本県と受託者との委託契約については、事前に仕様書で双方の意思確認を行う。

1 2 実施スケジュール

公募開始	令和7年（2025年）12月22日（月）
質問書の提出期限	令和8年（2026年）1月8日（木）17時まで
参加申込書提出期限	令和8年（2026年）1月19日（月）17時まで
企画提案書提出期限	令和8年（2026年）1月26日（月）17時まで
審査会（プレゼンテーション）	令和8年（2026年）2月2日（月）午後予定
選定結果通知	令和8年（2026年）2月6日（金）頃発送予定
契約締結	令和8年（2026年）2月下旬頃予定
委託事業開始	令和8年（2026年）4月1日（水）

1 3 その他の留意事項

- 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。
- 企画提案書の作成・提出等及び審査会参加に要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- 提出された企画提案書等は、契約候補者の選定のみに使用する。

- (4) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (5) 提出書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。
- (6) 企画提案書に含まれる著作権、特許権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。
- (7) 提案者が1社のみであった場合でも、本プロポーザルでの選定は実施する。
- (8) 本業務の実施については、この要領に定めるものその他、必要に応じて別に定める。

1.4 提出先及び問合せ先

熊本県環境生活部水俣病保健課医療対策班（熊本県庁行政棟新館5階）

担当：元田、坂本

〒862-8570

熊本県中央区水前寺六丁目18-1

電話番号 096-333-2284

電子メール minamatahoken@pref.kumamoto.lg.jp

別紙1

10(2)ア 審査の評価基準

評価項目		評価内容	配点
必須項目	円滑な業務体制の構築	業務実施体制 仕様書で求める業務内容を実現するために必要な実施体制が確保してあるか。 ・適切な人員の確保と配置 ・従事者への研修計画 ・従事者に休みが出た場合の体制 等	30
		専門性、類似業務の実績 本業務を実施するために必要な専門的知識や経験を有しているか。 本業務に類似した業務の受託実績はあるか。	30
	適正な業務管理	本業務を実施するうえで、審査・入力のミスを低減させる取組みを行っているか。	15
	業務の質の向上	本業務の実施フローにおいて、円滑かつ効率的に業務を進める工夫点が具体的に記載してあるか。	15
	個人情報保護の徹底	個人情報保護や情報セキュリティ対策の体制が構築されているか。	5
加点項目 (事業者の取組)	働く環境の整備	熊本県ブライト企業の認定を受けていること。	1
	多様な人材の活躍	障がい者支援施設等からの物品および役務の調達実績（当該年度又は前年度）があること。	1
	環境配慮	事業活動温暖化対策計画書制度の対象事業者（義務及び任意）、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言RE Actionのいずれかの認証等、又は森林吸収量認証書の交付実績（今年度又は前年度）があること。	1
	その他の持続可能な社会の実現	熊本県SDGs登録制度に登録していること。	1
		パートナーシップ構築宣言に登録していること。	1
合 計			100